

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和七年五月二十六日

江戸川区長 齊藤 猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を公布します。

令和七年四月一日

江戸川区長 齊藤

猛

江戸川区条例第三十三号

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第一号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの 年額 二千元

第四十六条第二項第二号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同項第五号中「定格出力」の下に「（第三十九条第一項第一号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第四十六条の二第二項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第五号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年

月日、運転免許証又は免許情報記録の「に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第三十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。